

生物の生息・生育・繁殖の場としてもふさわしい河川整備及び 流域全体としての生態系ネットワークのあり方検討会

開催趣旨

「河川環境の整備と保全」を目的化した平成9年の河川法改正から四半世紀が経過し、多様な生物の生息・生育環境やうるおいのある水辺空間の整備・保全、地域の風土と文化を形成する個性豊かな川づくりなどを通じて、課題や反省点を含め、河川環境に関する多くの知見が蓄積されてきた。

一方、平成9年の河川法改正時には想定されていなかった河川環境を取り巻く変化が発生しており、今後の河川環境施策については、これらを踏まえて取り組んでいく必要がある。

気候変動に伴う水害の激甚化・頻発化によって、河川環境が直接的に影響を受けるとともに、災害復旧等による河川環境へのインパクトも受けるため、甚大な被災を回避・軽減する事前防災が重要であり、その河川整備にあたっては、災害復旧等を行う場合も含め、環境目標を明確化した上で、多自然川づくりを行うことが必要である。

また、高度成長期に集中投資したインフラ老朽化対策として、老朽化施設の機能不全や損壊による環境負荷を軽減するため、適切な維持管理や計画的な更新の重要性を確認し、その上で、環境改善に資する更新手法を現場に適用する必要がある。

さらに、生産年齢人口の減少や働き方改革の推進などを踏まえ、河川管理の効率化についても十分に考慮する必要がある。

世界でも、ネイチャーポジティブやグリーンインフラ(Eco-DRR, NbS)の活用が潮流となっており、海外での河川環境に関する取組状況を把握しつつ、最新技術の我が国における活用や開発を進める必要がある。

加えて、河川内だけでなく、流域全体の良好な環境を保全していくためには、河川管理者のみならず、市民、企業等も含めて地域社会のあらゆる関係者の積極的な参画を促し、協働して取り組むことが重要である。

このため、これまで進めてきた河川環境施策から得られた知見について整理した上で、今後の河川環境施策について、流域まで含めた方向性や具体的な対応方針について検討を行う「生物の生息・生育・繁殖の場としてもふさわしい河川整備及び流域全体としての生態系ネットワークのあり方検討会」を設置するものである。

生物の生息・生育・繁殖の場としてもふさわしい河川整備及び
流域全体としての生態系ネットワークのあり方検討会

委員名簿

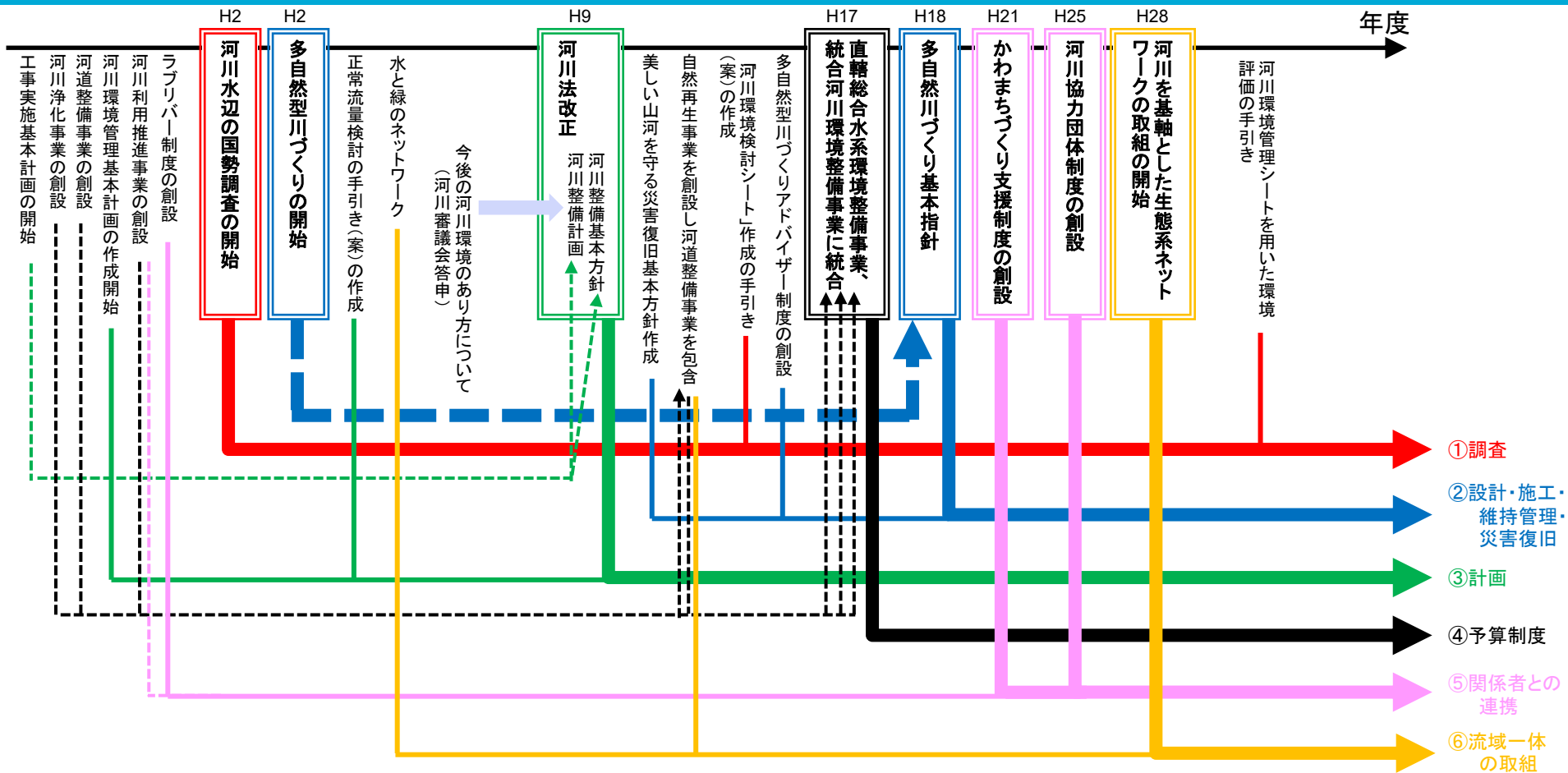
秋田 典子	千葉大学大学院園芸学研究院 教授	
朝日 ちさと	東京都立大学大学院都市環境科学研究科 教授	
鬼倉 徳雄	九州大学大学院農学研究院 教授	
片野 泉	奈良女子大学大学院自然科学系 教授	
萱場 祐一	名古屋工業大学大学院工学研究科 教授	
清水 義彦	群馬大学大学院理工学府 教授	
関島 恒夫	新潟大学農学部農学科 教授	
戸田 祐嗣	名古屋大学大学院工学研究科 教授	
中村 公人	京都大学大学院農学研究科 教授	
中村 太士	北海道大学大学院農学研究院 教授	委員長
西廣 淳	国立環境研究所気候変動適応センター 副センター長	
三橋 弘宗	兵庫県立大学自然・環境科学研究所 講師 兵庫県立人と自然の博物館 主任研究員	

(敬称略 五十音順)

(事務局)

豊口 佳之	水管理・国土保全局河川環境課長
舩田 直樹	水管理・国土保全局河川環境課技術調整官
瀬崎 智之	国土技術政策総合研究所河川研究部河川研究室長
崎谷 和貴	国立研究開発法人土木研究所流域水環境研究グループ 流域生態チーム 上席研究員
森 照貴	国立研究開発法人土木研究所自然共生研究センター長
中村 圭吾	リバーフロント研究所 主席研究員

主な河川環境施策の経緯



- | | | | | | |
|--|--|---|---|---|---|
| <p>①調査</p> <p>河川水辺の国勢調査(資料1 P.2)</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての一級水系の直轄区間を対象に定期的を実施。現在、調査は7巡目(鳥類調査等は5巡目)。 河川水辺の国勢調査の結果を活用し、河川環境管理シート、河川環境検討シートを用いて、河川環境を評価し、それを踏まえて計画や設計等を実施。 | <p>②設計・施工・維持管理・災害復旧</p> <p>多自然型川づくり・多自然川づくり(資料1 P.7)</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての一級河川、二級河川及び準用河川における調査、計画、設計、施工、維持管理等の河川管理におけるすべての行為を対象に実施。 災害復旧においては、美しい山河を守る災害復旧基本方針に基づき多自然川づくりの取組を実施。 | <p>③計画</p> <p>河川整備基本方針・河川整備計画(資料1 P.13)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成9年に河川法が改正され、「河川環境の整備と保全」が目的に追加されるとともに、河川整備基本方針と河川整備計画が位置づけ。 河川整備基本方針では、基本高水、計画高水流量、計画横断面形、流水の正常な機能を維持するため必要な流量等を定め、河川整備計画では、当面の目標と整備内容を定める。 | <p>④予算制度</p> <p>直轄総合水系環境整備事業、統合河川環境整備事業(資料1 P.21)</p> <ul style="list-style-type: none"> 治水を主目的として河川環境の改善も図る河川改修等とは別に、河川環境を主目的とした事業。 自然再生に係る事業、水質改善に係る事業、河川利用に係る事業を実施。 | <p>⑤関係者との連携</p> <p>かわまちづくり支援制度・河川協力団体制度(資料1 P.26)</p> <ul style="list-style-type: none"> かわまちづくり支援制度により、市町村、民間事業者、地元住民と連携し、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を推進。 河川協力団体制度により、河川の管理につながる活動を自発的に行っている民間団体等を位置づけ、河川管理のパートナーとしての活動を促進。 | <p>⑥流域一体の取組</p> <p>河川を基軸とした生態系ネットワーク(資料1 P.32)</p> <ul style="list-style-type: none"> 流域の様々な主体が連携し、生態系ネットワークの形成を推進。 流域の農地や緑地などにおける取組とも連携し、自治体の魅力的で活力ある地域づくりを支援し、地域に社会面、経済面でも効果をもたらす取組を全国で実施。 |
|--|--|---|---|---|---|

河川環境を取り巻く変化

